

芦屋市手数料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 総務関係				1 総務関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ・ 2	(省略)			1 ・ 2	(省略)		
3	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の <u>新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</u>	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円	3	租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の <u>新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</u>	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円
4	芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)第82条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧に係る事務	固定資産課税台帳の閲覧手数料	年度ごと1筆又は1棟につき 300円	4	芦屋市市税条例第82条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の <u>閲覧に係る事務</u>	固定資産課税台帳の閲覧手数料	年度ごと1筆又は1棟につき 300円
2 民生関係 (表省略)				2 民生関係 (表省略)			

改正案

現行

3 建設関係

(1) 租税特別措置法関係

番号	事務	名称	金額
1	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は同法第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	1件につき 86,000円
2	(省略)		

(2) 建築基準法関係

番号	事務	名称	金額
1	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の計画の通知に対する審査	建築物確認申請手数料又は建築物計画通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30㎡以内のもの <u>11,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>19,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>31,000円</u> 200㎡を超え500㎡以内のもの <u>43,000円</u> 500㎡を超え1,000㎡以内のもの <u>68,000円</u> 1,000㎡を超え

3 建設関係

(1) 租税特別措置法関係

番号	事務	名称	金額
1	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は同法第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	1件につき 86,000円
2	(省略)		

(2) 建築基準法関係

番号	事務	名称	金額
1	建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の計画の通知に対する審査	建築物確認申請手数料又は建築物計画通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30㎡以内のもの <u>9,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>17,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>26,000円</u> 200㎡を超え500㎡以内のもの <u>35,000円</u> 500㎡を超え1,000㎡以内のもの <u>57,000円</u> 1,000㎡を超え

改正案				現行			
			2,000㎡以内のもの <u>93,000円</u> 2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの <u>221,000円</u> 10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの <u>338,000円</u> 50,000㎡を超えるもの <u>609,000円</u> なお、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1)～(4) (省略) ロ・ハ (省略)				2,000㎡以内のもの <u>75,000円</u> 2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの <u>180,000円</u> 10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの <u>280,000円</u> 50,000㎡を超えるもの <u>510,000円</u> なお、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1)～(4) (省略) ロ・ハ (省略)
2	(省略)			2	(省略)		
3	建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査	建築設備確認申請手数料又は建築設備計画通知手数料	一の建築設備につき、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) <u>16,000円</u> (小荷物専用昇降機については <u>10,000円</u>) (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 <u>9,000円</u> (小荷物専用昇降機については <u>5,000円</u>)	3	建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査	建築設備確認申請手数料又は建築設備計画通知手数料	一の建築設備につき、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) <u>11,000円</u> (小荷物専用昇降機については <u>6,000円</u>) (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 <u>7,000円</u> (小荷物専用昇降機については <u>4,000円</u>)
4	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請	工作物確認申請手数料又は工作物計画通知手数料	一の工作物につき、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる	4	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請	工作物確認申請手数料又は工作物計画通知手数料	一の工作物につき、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を築造する

改正案				現行			
	に対する審査又は同法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査		場合を除く。) <u>12,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>7,000円</u>		に対する審査又は同法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査		場合を除く。) <u>10,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>6,000円</u>
5	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査(中間検査をした場合を除く。)又は同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査(中間検査をした場合を除く。)	建築物完了検査申請手数料又は建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30㎡以内のもの <u>14,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>18,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>22,000円</u> 200㎡を超え500㎡以内のもの <u>30,000円</u> 500㎡を超え1,000㎡以内のもの <u>47,000円</u> 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの <u>64,000円</u> 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの <u>157,000円</u> 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの <u>242,000円</u> 50,000㎡を超えるもの <u>457,000円</u> なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)	5	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査(中間検査をした場合を除く。)又は同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査(中間検査をした場合を除く。)	建築物完了検査申請手数料又は建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30㎡以内のもの <u>13,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>17,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>20,000円</u> 200㎡を超え500㎡以内のもの <u>27,000円</u> 500㎡を超え1,000㎡以内のもの <u>44,000円</u> 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの <u>59,000円</u> 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの <u>140,000円</u> 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの <u>220,000円</u> 50,000㎡を超えるもの <u>430,000円</u> なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)

改正案				現行			
			にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ (省略)				にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ (省略)
6	建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査(中間検査をした場合を除く。)又は同法第 87 条の 2 において準用する同法第 18 条第 14 項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査(中間検査をした場合を除く。)	建築設備完了検査申請手数料又は建築設備完了通知手数料	一の建築設備につき 19,000 円(小荷物専用昇降機については 11,000 円)	6	建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査(中間検査をした場合を除く。)又は同法第 87 条の 2 において準用する同法第 18 条第 14 項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査(中間検査をした場合を除く。)	建築設備完了検査申請手数料又は建築設備完了通知手数料	1 の建築設備につき 16,000 円(小荷物専用昇降機については 11,000 円)
7	建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 7 条第 1 項に規定する工作物の完了検査の申請に対する審査(中間検査をした場合を除く。)又は同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 18 条第 14 項に規定する工作物の完了の通知に対する審査(中間	工作物完了検査申請手数料又は工作物完了通知手数料	一の工作物につき 12,000 円	7	建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 7 条第 1 項に規定する工作物の完了検査の申請に対する審査(中間検査をした場合を除く。)又は同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 18 条第 14 項に規定する工作物の完了の通知に対する審査(中間	工作物完了検査申請手数料又は工作物完了通知手数料	1 の工作物につき 12,000 円

改正案				現行			
	検査をした場合を除く。)				検査をした場合を除く。)		
8	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築物に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が 30㎡以内のもの <u>13,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>17,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>21,000円</u> 200㎡を超え500㎡以内のもの <u>29,000円</u> 500㎡を超え1,000㎡以内のもの <u>45,000円</u> 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの <u>61,000円</u> 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの <u>147,000円</u> 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの <u>232,000円</u> 50,000㎡を超えるもの <u>437,000円</u> なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは	8	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築物に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が 30㎡以内のもの <u>12,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>16,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>19,000円</u> 200㎡を超え500㎡以内のもの <u>26,000円</u> 500㎡を超え1,000㎡以内のもの <u>42,000円</u> 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの <u>56,000円</u> 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの <u>130,000円</u> 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの <u>210,000円</u> 50,000㎡を超えるもの <u>410,000円</u> なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは

改正案				現行			
			大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ (省略)				大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ (省略)
9	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築設備完了検査申請手数料又は中間検査済建築設備完了通知手数料	一の建築設備につき18,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)	9	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築設備完了検査申請手数料又は中間検査済建築設備完了通知手数料	一の建築設備につき15,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)
10	(省略)			10	(省略)		
11	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第87条の2において準用する同法第18条第17項の特定工程終了の通知に対する審査	建築設備中間検査申請手数料又は建築設備特定工程終了通知手数料	一の建築設備につき15,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)	11	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第87条の2において準用する同法第18条第17項の特定工程終了の通知に対する審査	建築設備中間検査申請手数料又は建築設備特定工程終了通知手数料	一の建築設備につき15,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)
12	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第17項の特定工程	工作物中間検査申請手数料又は工作物特定工程終了通知手数料	一の工作物につき12,000円	12	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第17項の特定工程	工作物中間検査申請手数料又は工作物特定工程終了通知手数料	一の工作物につき12,000円

改正案				現 行			
	終了の通知に対する 審査				終了の通知に対する 審査		
13 ～ 19	(省略)			13 ～ 19	(省略)		
20	建築基準法第 48 条第 1 項から第 12 項までの各々ただし書(同法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域内における建築等許可申請手数料	1 件につき 180,000 円	20	建築基準法第 48 条第 1 項から第 12 項までの各々ただし書(同法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	1 件につき 180,000 円
21 ～ 29	(省略)			21 ～ 29	(省略)		
30	建築基準法第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定申請手数料	1 件につき、敷地の数が 2 である場合にあっては 78,000 円、敷地の数が 3 以上である場合にあっては 78,000 円に 2 を超える敷地の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額				
31	建築基準法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1 件につき、6,400 円に指定を取り消す敷地の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額				
32	建築基準法第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づく建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円				
33	建築基準法第 59 条第	高度利用地区内にお	1 件につき 160,000 円	30	建築基準法第 59 条第	高度利用地区にお	1 件につき 160,000 円

改正案				現行			
	1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	ける建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料			1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	る建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	
34	建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円	31	建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円
35	(省略)			32	(省略)		
36	建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円				
37	建築基準法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円				
38	建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円				
39	建築基準法第68条第1項第2号の規定に基	景観地区内における建築物の高さの特例	1件につき 160,000円				

改正案				現 行			
	づく建築物の高さに 関する特例の許可の 申請に対する審査	許可申請手数料					
40	建築基準法第 68 条第 2 項第 2 号の規定に基 づく建築物の壁面の 位置に関する特例の 許可の申請に対する 審査	景観地区内における 建築物の壁面の位置 の特例許可申請手数 料	1 件につき 160,000 円				
41	建築基準法第 68 条第 3 項第 2 号の規定に基 づく建築物の敷地面 積に関する特例の許 可の申請に対する審 査	景観地区内における 建築物の敷地面積の 特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円				
42	建築基準法第 68 条第 5 項の規定に基づく建 築物の各部分の高さ に関する制限の適用 除外に係る認定の申 請に対する審査	景観地区内における 建築物の各部分の高 さに関する制限の適 用除外に係る認定申 請手数料	1 件につき 27,000 円				
43	建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基 づく建築物の容積率、同 条第 2 項の規定に基 づく建築物の建ぺい率 又は同条第 3 項に規定 する建築物の高さに 関する制限の適用除 外に係る認定の申請 に対する審査	再開発等促進区等内 における建築物の容 積率、建ぺい率又は高 さに関する適用除外 に係る認定申請手数 料	1 件につき 27,000 円	33	建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基 づく建築物の容積率、同 条第 2 項の規定に基 づく建築物の建ぺい率 又は同条第 3 項に規定 する建築物の高さに 関する制限の適用除 外に係る認定の申請 に対する審査	再開発等促進区等 における建築物の容積 率、建ぺい率又は高さ に関する適用除外に 係る認定申請手数料	1 件につき 27,000 円
44	建築基準法第 68 条の 3 第 4 項の規定に基 づく建築物の各部分 の高さに関する制限 の適用除外に係る許 可の申請に対する審査	再開発等促進区等内 における建築物の各 部分の高さに関する 適用除外に係る許可 申請手数料	1 件につき 160,000 円	34	建築基準法第 68 条の 3 第 4 項の規定に基 づく建築物の各部分 の高さに関する制限 の適用除外に係る許 可の申請に対する審査	再開発等促進区等 における建築物の各部 分の高さに関する適 用除外に係る許可申 請手数料	1 件につき 160,000 円
45	建築基準法第 68 条の	建築物の容積率の最	1 件につき 27,000 円				

改正案				現 行			
	4 第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					
46	建築基準法第 68 条の 5 の 2 の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	1 件につき 27,000 円				
47	建築基準法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1 件につき 160,000 円				
48	建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000 円				
49	建築基準法第 68 条の 5 の 6 の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	1 件につき 27,000 円				

改正案				現 行			
50 ～ 52	(省略)			35 ～ 37	(省略)		
53	建築基準法第 86 条第 2 項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1 件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 78,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額	38	建築基準法第 86 条第 2 項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1 件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 78,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
54	(省略)			39	(省略)		
55	建築基準法第 86 条第 4 項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1 件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 220,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額	40	建築基準法第 86 条第 4 項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1 件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 220,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
56	建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1 件につき、建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 78,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額	41	建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1 件につき、建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 78,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額

改正案				現行			
57	建築基準法第 86 条の 2 第 2 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1 件につき、建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 220,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額	42	建築基準法第 86 条の 2 第 2 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1 件につき、建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 220,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
58	建築基準法第 86 条の 2 第 3 項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	1 件につき、建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 220,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額	43	建築基準法第 86 条の 2 第 3 項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	1 件につき、建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 220,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
59 ～ 63	(省略)			44 ～ 48	(省略)		

改正案

現行

(3) 屋外広告物関係

番号	事務	名称	金額
1	兵庫県屋外広告物条例施行規則(平成4年兵庫県規則第69号)第2条に基づく許可申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	はり紙・はり札は、100枚につき300円 (100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。) (省略)

(3) 屋外広告物関係

番号	事務	名称	金額
1	兵庫県屋外広告物条例施行規則第2条に基づく許可申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	はり紙・はり札は、100枚につき300円 (100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。) (省略)

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

番号	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。)第5条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合すると認められた計画(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期使用構造等適合計画」という。)以外である場合 床面積の合計が200㎡以内のもの

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

番号	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。)第5条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合すると認められた計画(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期使用構造等適合計画」という。)以外である場合 床面積の合計が200㎡以内のもの

改正案

現行

			<p>55,000円 (中略) 30,000㎡を超えるもの 3,961,000円 (2) (省略) ロ 長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がある場合においては、イに定める手数料のほか、 (2) 建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料(同表2の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びにその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「地方消費税額」という。)の合計額(1円未満の端</p>				<p>55,000円 (中略) 30,000㎡を超えるもの 3,961,000円 (2) (省略) ロ 長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がある場合においては、イに定める手数料のほか、 (2) 建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料(同表2の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びにその額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「地方消費税額」という。)の合計額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。)を納</p>
--	--	--	---	--	--	--	--

改正案

現行

			数があるときは、これを切り捨てる。)とする。)を納めなければならない。 ハ・二 (省略)
2 ～ 4	(省略)		
5	長期優良住宅の認定等に関する証明	長期優良住宅の認定等に係る証明手数料	1件につき 300円

			めなければならない。 ハ・二 (省略)
2 ～ 4	(省略)		

(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係

番号	事務	名称	金額
1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定に基づく申出(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)による計画の通知に係る建築物の確認の申請に対する審査	特定建築物の計画通知に係る確認申請手数料	(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料(同表2の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びにその額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を納めなければならない。

改正案

現 行

(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係

番号	事務	名称	金額
1	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成14年芦屋市条例第27号)第4条第2項の規定に基づく建築物の用途の許可の申請に対する審査	地区計画区域内における建築物の用途の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 180,000円
2	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第6条第3項第2号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の許可の申請に対する審査	地区計画区域内における建築物の建ぺい率の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
3	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第11条第3項の規定に基づく既存建築物に対する増築等の許可の申請に対する審査	地区計画区域内における建築物の既存建築物の増築等の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
4	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条第1項の規定に基づく公益上必要な建築物の許可の申請に対する審査	地区計画区域内における公益上必要な建築物の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円

改正案

現行

4 消防関係

事務	手数料を徴収する事務	金額
1 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400円
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) (省略)	
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ～ハ (省略) ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、 <u>浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所</u> (ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、

4 消防関係

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
1 消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400円
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) (省略)	
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ～ハ (省略) ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改正案			現行		
		<p>それぞれ次に定める金額 (1)～(8) (省略)</p> <p>ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵 最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵 最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,330,000円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵 最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未</p>			<p>(1)～(8) (省略)</p> <p>ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵 最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵 最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,330,000円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵 最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未</p>

改正案			現行		
		<p>満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,480,000円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵 最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,830,000円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵 最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵 最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,330,000円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵 最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵</p>			<p>満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,480,000円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵 最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,830,000円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵 最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵 最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 4,330,000円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵 最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵</p>

改正案		現行	
		所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,570,000円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000円 〜〜ヲ (省略)	所 5,570,000円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000円 〜〜ヲ (省略)
	(3) (省略)	(3) (省略)	(3) (省略)
3 (省略)		3 (省略)	
4 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条第3項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	(1)～(6) (省略)	4 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令第8条第3項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	(1)～(6) (省略)
5～7 (省略)		5～7 (省略)	
5 その他共通関係 (表省略)		5 その他共通関係 (表省略)	